

箱根町をきれいにする条例

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 禁止行為等（第7条～第9条）

第3章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等（第10条～第14条）

第4章 雑則（第15条～第19条）

第5章 罰則（第20条～第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、箱根町環境基本条例（平成12年箱根町条例第23号）の本旨を達成するため、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止することに関し、町、町民、事業者、滞在者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらの推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 滞在者 観光旅行者、町内に通勤又は通学をする者その他町内に滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (6) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物の散乱防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、地域の環境美化の促進及び美観の保護に関し、町民、事業者、滞在者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるものとする。

(町民及び滞在者の責務)

第4条 町民及び滞在者は、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に収容すること等により、自らの責任において適正に処分するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため、町民及び滞在者に対する啓発活動を積極的に行うとともに、町が実施する施策に協力をしなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建物における空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため必要な措置を講じ、環境美化に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 禁止行為等

(空き地の管理)

第7条 町長は、空き地(現に人が使用していない土地(現に使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがある

とき。

(禁止行為)

第8条 町民及び滞在者は、道路、河川、広場、公園、湖沼その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに投棄してはならない。

2 町民及び滞在者は、犬その他愛がん用動物を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふん等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止しなければならない。

(2) 道路、河川、広場、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建物をふん等の汚物で汚してはならない。

3 町民及び滞在者は、魚釣用の重り、釣り針、釣り糸等の釣り用具品を、河川、湖沼及びその周辺に捨ててはならない。

4 町民及び滞在者は、他人が所有し、管理する建築物その他の工作物を落書き等により汚損してはならない。

5 町民、事業者、滞在者及び所有者等は、廃食用油、機械用油、その他の油等の処理又は保管を適正に行い、これを河川、湖沼、水路等の公共用水域その他の場所に流出させてはならない。

6 町民、事業者、滞在者及び所有者等は、自己の所有又は管理する資材、廃材等を自己の所有又は管理する土地、建物から飛散若しくは流失させ、又は当該土地、建物において長期に堆積させる等して、生活環境を悪化させてはならない。

(代執行)

第9条 町長は、前条第1項の規定に違反して道路、河川、広場、公園、湖沼その他の公共の場所に廃棄物をみだりに投棄した者(次項において「不法投棄者」という。)に対し、当該公共の場所の美観の保護に支障があると認めるときは、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 町長は、前項の措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該者のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該者から徴収す

ることができる。

第3章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等

(自動販売機の届出)

第10条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ）により容器に収納した飲料（以下「容器飲料」という。）を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

(1) 氏名、又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)

自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理方法

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

第11条 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(承継)

第12条 届出者から第10条の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該自動販売機に係る届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(届出済証)

第13条 町長は、第10条、第11条第1項又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けておかななければならない。

3 第1項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、

汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

- 4 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第14条 自動販売機により容器飲料を販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該自動販売機について、空き缶等の散乱を防止するため回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

第4章 雑則

(指導)

第15条 町長は、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物が著しく散乱していると認めるときは、その散乱に係る事業者又は所有者等に対し、投棄による散乱を防止するため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 町長は、第8条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状を回復するよう指導することができる。

- 3 町長は、第10条、第11条、第12条第3項及び第13条第2項の規定に違反した自動販売業者に対し、自動販売機の届出又は当該自動販売機に係る届出済証をはり付けるよう指導することができる。

- 4 町長は、前条の規定に違反した自動販売業者に対し、回収容器設置等について指導することができる。

(勧告等)

第16条 町長は、前条の規定による指導に従わない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 前項の規定により勧告を受けた者は、必要な措置を講ずるとともにその措置した内容について、規則の定めることにより、速やかに町長に報告しなければならない。

(命令及び公表)

第17条 町長は、前条の規定による勧告等を受けた者が正当な理由がなく勧告等に従わないときは、その勧告等に従うよう命令することができる。

2 前項の規定による命令に違反した者の氏名等を公表することができる。

(立入調査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長の指定する職員に、必要な場所に立ち入らせ、空き缶等の散乱、回収容器の設置及び適正な管理並びに自動販売機の届出等について調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第20条 第14条の規定による回収容器の設置又はこれを適正に管理せず、第17条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第21条 第10条、第11条又は第12条第3項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者で、第17条第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第22条 第17条第1項の規定による命令に違反した者(第20条、第21条の規定の者は除く。)は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機により容器飲料を販売している者に

係る第10条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「平成13年10月1日から60日以内に」とする。

(箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成6年箱根町条例第1号)第5章を次のように改める。

第5章 削除

第22条から第24条まで 削除